

4月から新たな助成制度が始まります

市では、骨髄や末梢血幹細胞の移植をしたドナーとドナーが勤務する事業所、また、骨髄移植等により定期予防接種ワクチンの免疫が消失し、再接種が必要な20歳未満の人を対象に4月から新たな助成制度を創設しました。

☎健康推進課健康推進担当 ☎71・2470 ☎71・2328

造血細胞移植後の ワクチン再接種費用助成事業

小児がんなどの治療のための骨髄移植などにより、治療前に接種したワクチンの免疫が低下または消失することがあります。ワクチンの再接種が必要となった人の経済的支援や感染症の発生・まん延を予防するため、ワクチン再接種費用を助成します。

☎①小児がんなどの治療を目的とした造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）によって、移植前に接種した定期の予防接種ワクチンによる免疫が消失した可能性が高く、医師が再接種を必要と認める人

②令和2年4月1日以降、ワクチンの再接種を受ける日および補助金申請時において20歳未満であり、市内に住所を有する人

☎助成額 医療機関に支払ったワクチン再接種費用の全額

対象となる予防接種 予防接種実施規則の規定するワクチン

☎次の書類を健康推進課（1階12番窓口）に提出してください。申請書類は同課で配布する他、市HPから入手できます。

【再接種前に提出する書類】

▷市造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業補助金交付申請書

▷市造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業補助金に関する主治医意見書

▷母子手帳の写し

【再接種後に提出する書類】

▷市造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業補助金実績報告書

▷ワクチン再接種費用の領収書



骨髄バンクドナー助成事業

骨髄ドナー登録者を増やし、一人でも多くの尊い命を救うため、骨髄または末梢血幹細胞の提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所に助成金を交付します。

☎①骨髄等の提供を完了した日に市内に住居登録がある人

②ドナーが勤務する国内の事業所（国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナーが個人事業主の事業所は対象外。複数の事業所に勤務している場合は、主たる1事業所のみ対象）

☎助成額 次の骨髄等の提供のための通院、入院または面談に要した日数に応じ、ドナーは1日につき2万円（上限10日）、ドナーを雇用する事業所は1日につき1万円（上限10日）

①健康診断のため

②自己血貯血のための通院

③骨髄等の採取のための入院

④その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院等

*骨髄等の提供による健康被害のための通院等に要した日は対象外

☎骨髄等の提供を完了し、退院した日の翌日から1年以内に次の書類を健康推進課（1階12番窓口）に提出してください。申請書類は同課で配布する他、市HPから入手できます。

【ドナー・事業所共通書類】

▷市骨髄バンクドナー助成事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用・事業所用）

▷公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書の写し

▷その他市長が必要と認める書類

【ドナー】

▷健康保険証の写し

【事業所】

▷登記事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類

▷ドナーと雇用関係を証明する書類

凡例 日日時 期間 場所 内容 対象 講師 費用 定員 持ち物 申し込み 提出先 その他 問い合わせ

※特に記載のない場合、申込時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

補助金

住宅用雨水貯留施設設置補助金

☎環境課環境係 ☎71・2491 ☎72・3176

地下水涵養、雨水流出抑制、災害時の生活用水確保を図り、循環型まちづくりを推進するため、住宅用雨水貯留施設の設置に対し補助金を交付しています。

☎補助金額 設置費用の2分の1
①100㎡以上500㎡未満の場合：1基あたり上限2万5000円
②500㎡以上の場合：1基あたり上限5万円

③合併処理浄化槽等から転用する場合：上限5万円

対象施設 雨水を貯留するための構造を持つ施設で、住宅の雨どい等に接続し、架台等に固定するもの

☎工事着工前に申請が必要です。詳細は環境課（2階5番窓口）へ問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。



特殊詐欺等被害防止対策

機器購入補助金

☎地域づくり課生活安全係 ☎71・2495 ☎72・3176

特殊詐欺等被害防止対策機能のある電話機等の購入費用を補助します。

☎65歳以上の市民

☎補助金額 対象機器の購入および設置に要する費用の2分の1（上限5000円）

対象機器

①相手方に録音する旨を伝え、通話内容を自動録音し、未登録の電話番号からの着信に対する注意を促す電話機。

②電話機に接続する装置であって、通話内容を自動的に録音するもの。または、被害を引き起こす可能性のある着信を自動的に切断するもの。

☎電話機等の購入前に申請が必要です。申請書は地域づくり課（2階4番窓口）または市HPから入手できます。詳細は問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。



軽自動車税（種別割）の減免

次の対象者は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。昨年度減免を受けた人には、内容を確認する通知を送付しました。変更がない場合、申請は必要ありません。

申請期間 納税通知書到着後から6月1日（月）まで

申請場所 財政部税務課（1階17番窓口）、各支所地域課窓口
※下記②・③の要件の場合、税務課のみ

☎①身体障害者手帳等を所有し、障がいの程度や軽自動車の使用目的等、一定の要件に該当する場合

②車いす仕様車など、特別な仕様により製造または構造変更が加えられた軽自動車

③社会福祉事業を行う事業者が直接その本来の事業を行うために使用する軽自動車

※要件の詳細は税務課へ問い合わせください。減免できる車両は普通車を含めて、1人1台です。

☎運転免許証、印章、個人番号（マイナンバー）の通知カードまたは個人番号カード、身体障害者手帳等、車検証、納税通知書（5月上旬発送予定）

※②・③の要件の場合は税務課へ問い合わせください。

☎税務課諸税係 ☎71・2484 ☎72・2065

障がい名	障がい等級	
	身体障害者手帳等の所有者が運転する場合	生計を一つにする者または常時介護する者が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	1級～4級
聴覚障がい	2級・3級	2級・3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級 (咽頭摘出の場合のみ)	—
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級・2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	下肢	1級～6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい	1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級
知的障がい	総合判定A	総合判定A
精神障がい	1級	1級